

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成19年7月31日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 ダイワロイアル株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 滝沢菓子複合店舗 岩手郡滝沢村滝沢字菓子95番1
- (3) 変更しようとする事項 駐車場の自動車の出入口の位置
- (4) 変更する年月日 平成19年8月1日
- (5) 変更の理由 駐車場の出入口において、車両が円滑に出入りできるようにするため

2 届出年月日 平成19年7月12日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び滝沢村役場